

令和7年5月定例会

(2 0 2 5 年)

市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ペ ー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第63号	学校教育	5	旧山田第五小学校の屋内運動場（体育館）の地域利用等に係る 地域諸団体との協議等の状況	梶 川	山 根	
議案第63号	学校教育	6	山田第五小学校閉校後の用途使用についての陳情及び回答（屋 内運動場（体育館）に係るもの	山 根		

旧山田第五小学校の屋内運動場(体育館)の地域利用等に係る地域諸団体との協議等の状況

関係諸団体等に対しては担当所管において以下の問合せの受付や報告等を行っています。
報告等の内容について確認ができたものを記載しており、都度、口頭でやり取りした内容については記載しておりません。

No	年月	関係諸団体等	報告等の方法	協議等の内容
1	令和6年11月 (2024年)	山五地区青少年対策委員会委員長	メール	屋内運動場空調設備の整備時期の問合せ 令和6年11月時点では未定であることを回答
2	令和7年4月 (2025年)	山五地区青少年対策委員会委員長	メール	令和7年度(2025年度)の施設の利用方法等に関する問合せ 利用条件、施設整備状況及び利用申請方法について回答
3	令和7年5月 (2025年)	山五地区青少年対策委員会委員長	メール	令和7年度(2025年度)下半期の利用申出 部活動等を実施する場合は、それら教育活動を優先することを回答
4	令和6年4月 (2024年)	山田第五小学校学校体育施設開放運営委員会委員長 (山五地区体育振興会会長)	メール	令和7年度(2025年度)からの学校体育施設利用可否についての問合せ 令和6年4月時点では未定であることを回答
5	令和6年12月 (2024年)	山田第五小学校学校体育施設開放運営委員会委員長 (山五地区体育振興会会長)	メール	令和7年度(2025年度)からの学校体育施設の利用に関する検討内容の報告 ①部活動での活用②地域利用を設める方向性③地域諸団体からの行事予定の調整④管理 方法、地域諸団体が利用する際の基本的ルールの検討⑤施設の維持管理について 等
6	令和7年1月 (2025年)	山田第五小学校学校体育施設開放運営委員会委員長 (山五地区体育振興会会長)	メール	令和7年度(2025年度)の地区行事及び地域行事の計画の確認等
7	令和7年1月 (2025年)	山田第五小学校学校体育施設開放運営委員会委員長 (山五地区体育振興会会長)	メール	令和7年度(2025年度)の管理体制(警備員の配置等)についての周知 ①部活動中の警備員配置②夜間等部活動のない時間帯の警備員配置については協議中
8	令和7年4月 (2025年)	山田第五小学校学校体育施設開放運営委員会委員長 (山五地区体育振興会会長)	メール	令和7年度(2025年度)の施設の利用方法等についての周知
9	令和7年5月 (2025年)	山田第五小学校学校体育施設開放運営委員会委員長 (山五地区体育振興会会長)	メール	中学校部活動の開始についての周知
10	令和7年2月 (2025年)	山五地区自治連合協議会	陳情書への 文書回答	山田第五小学校閉校後の用途使用(屋内運動場(体育館))についての陳情への回答 ①山田第五小学校の校舎及び体育館の継続利用②体育館の指定避難所としての活用③避難 物資の保管 (回答の年月は令和7年(2025年)3月)

※ 空調設備整備事業契約の一部変更については、令和7年(2025年)4月に関係所管に情報共有するとともに、同年6月初旬に下記の内容を当該地区自治連合協議会の求めに応じ、情報提供しています。

山田第五小学校は令和7年(2025年)3月に小学校としては閉校したため、体育館に設置を予定していた空調機については、PFI事業(市内中小学校の体育館に空調機を設置し、併せて維持管理を事業者に担わせる事業)の契約からは除外予定。
今後、長期的な観点に立った施設活用の検討・整理を進める中で、空調機を含む設備等その他改修等が必要となった場合は、改めて判断を行い、対応する。

山田第五小学校閉校後の用途使用についての
陳情及び回答（屋内運動場（体育館）に係るもの）

1 陳情者

山五地区自治連合協議会会長

2 受付日

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日

3 回答日

令和 7 年（2025 年）3 月 17 日

4 陳情及び回答

（1）山田第五小学校の校舎及び体育館の継続利用
地域住民が引き続き校舎および体育館を使用できるようご配慮いただきたく存じます。

【回答】 山田第五小学校の跡地については、令和 7 年度（2025 年度）は教育委員会において周辺校の部活動で暫定的に活用する方向であることから、その活動に影響のない範囲で御利用いただくことが可能と考えています。令和 8 年度（2026 年度）以降については、引き続き活用方法を検討していくことから、地域利用の可否も合わせて考えてまいります。

（2）体育館の指定避難場所としての活用
体育館は、災害時の指定避難場所として使用できるようにしていただきたい。その管理者として、地域の自主防災委員長が指定管理者となることを希望します。

（3）避難物資の保管
体育館には災害時に備え、避難物資を常備できるようにしていただきたい。

【回答】 現時点において、山田第五小学校の今後の施設の在り方が未定であることから、避難所の指定や物資の保管等の可否についても未定であるため、現時点ではお答えいたしかねます。

なお、避難者の支援に関しては、避難所指定の有無にかかわらず、避難生活者への必要な支援を実施してまいりたいと考えています。

